

令和6年7月12日

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律
(昭和二十二年法律第二百十七号) (抄)

第七条 あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業若しくはきゅう業又はこれらの施術所
に関しては、何人も、いかなる方法によるを問わず、左に掲げる事項以外の事項につい
て、広告をしてはならない。

- 一 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所
 - 二 第一条に規定する業務の種類
 - 三 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
 - 四 施術日又は施術時間
 - 五 その他厚生労働大臣が指定する事項
- 2 前項第一号乃至第三号に掲げる事項について広告をする場合にも、その内容は、施
術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたつてはならない。

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第七条第一項第五号の規
定に基づくあん摩業等又はこれらの施術所に関する広告し得る事項

(平成11年 厚生省告示第69号)

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二
百十七号)第七条第一項第五号の規定に基づき、あん摩業、マッサージ業、指圧業、
はり業若しくはきゅう業又はこれらの施術所に関する広告し得る事項を次のように
定め、平成十一年四月一日から適用し、昭和二十六年十月厚生省告示第二百十八号(あ
ん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第七条第一項第五号の規定
に基き広告し得る事項を定める件)は、平成十一年三月三十一日限り廃止する。

- 一 もみりようじ
- 二 やいと、えつ
- 三 小児鍼(はり)
- 四 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第九条の二第一項前
段の規定による届出をした旨
- 五 医療保険療養費支給申請ができる旨(申請については医師の同意が必要な旨を明
示する場合に限る。)
- 六 予約に基づく施術の実施
- 七 休日又は夜間における施術の実施
- 八 出張による施術の実施
- 九 駐車設備に関する事項

柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）（抄）

（広告の制限）

第二十四条 柔道整復の業務又は施術所に関しては、何人も、文書その他いかなる方法によるを問わず、次に掲げる事項を除くほか、広告をしてはならない。

- 一 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所
- 二 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 三 施術日又は施術時間
- 四 その他厚生労働大臣が指定する事項

2 前項第一号及び第二号に掲げる事項について広告をする場合においても、その内容は、柔道整復師の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたつてはならない。

柔道整復師法第二十四条第一項第四号の規定に基づく柔道整復の業務又は施術所に関して広告し得る事項（平成11年 厚生省告示第70号）

柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第二十四条第一項第四号の規定に基づき、柔道整復の業務又は施術所に関して広告し得る事項を次のように定め、平成十一年四月一日から適用し、昭和四十五年七月厚生省告示第二百四十五号（柔道整復師法第二十四条第一項第四号の規定に基づき広告し得る事項を指定する件）は、平成十一年三月三十一日限り廃止する。

- 一 ほねつぎ（又は接骨）
- 二 柔道整復師法第十九条第一項前段の規定による届出をした旨
- 三 医療保険療養費支給申請ができる旨（脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）
- 四 予約に基づく施術の実施
- 五 休日又は夜間における施術の実施
- 六 出張による施術の実施
- 七 駐車設備に関する事項